

多賀城市監査委員告示第12号

地方自治法第199条第9項の規定により報告した定期監査の結果について、多賀城市長から同条第14項の規定により下記のとおり措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和5年6月23日

多賀城市監査委員 佐伯 光時
多賀城市監査委員 板橋 恵一

記

- 1 監査対象部署
企画経営部
- 2 監査結果の報告日
令和5年5月24日
- 3 措置を講じた旨の通知があった日
令和5年6月14日
- 4 措置状況報告の内容
別紙のとおり

指摘指導事項等に係る措置状況報告書

- 1 監査の種類 定期監査
- 2 監査実施日 令和5年5月10日
- 3 監査対象部署 税務課
- 4 措置内容

番号	区分	指摘指導事項等の内容	措置の内容	措置を講じた日
1	指導	市・県民税減免決定に係る起案文書について、根拠資料が添付されていないものがあった。 (詳細) 生活保護受給者に対する市・県民税減免決定に係る起案文書で、根拠書類が添付されていないものがあった。	(原因) 確認不足によるもの	R5. 5. 10
			(講じた措置の内容) 社会福祉課の担当者に書類の提出を依頼	
			(再発防止策) 課長、係長、主・副担当で漏れがないことを確認することで再発を防止する。	
2		(詳細)	(原因)	
			(講じた措置の内容)	
			(再発防止策)	
3		(詳細)	(原因)	
			(講じた措置の内容)	
			(再発防止策)	
4		(詳細)	(原因)	
			(講じた措置の内容)	
			(再発防止策)	

指摘指導事項等に係る措置状況報告書

1 監査の種類	定期監査
2 監査実施日	令和5年5月11日
3 監査対象部署	収納課
4 措置内容	

番号	区分	指摘指導事項等の内容	措置の内容	措置を講じた日
1	指導	<p>(1) 個人情報の取扱いについて 業務委託契約において、個人情報の取扱いがないにもかかわらず、取扱いがあるものとして契約が行われているものがあつた。</p> <p>(詳細) 「令和4年度地方税共通納税システム対象税目拡大に伴うシステム改修等業務委託」の契約書において、個人情報の取扱いに関する条項があるが、業務完了報告後に個人情報返却・廃棄届出書の提出がされておらず、実際の業務上は個人情報の取扱いがないものだった。</p>	<p>(原因) 今回システム改修を行った地方税共通納税システム内には、納付情報等の個人情報が含まれており、契約時にはそういった情報を閲覧する可能性を考慮し個人情報の取扱いを「有り」としていた。 しかし、業務の実態としては、閲覧を含め個人情報の取扱いは無かつた。</p>	R5. 5. 11
			<p>(講じた措置の内容) 委託業務の検査復命書に、「本業務において個人情報の取扱いが無かつたため、個人情報返却・廃棄届出書の提出は不要とした。」と記載した。</p>	
			<p>(再発防止策) 今後同様の契約をする際は、事前に個人情報を取扱う業務なのかの確認を徹底することとする。</p>	
2	指導	<p>(2) 時間外勤務命令簿について 所属長の押印がないものがあつた。</p> <p>(詳細) 時間外勤務命令簿について、所属長の押印がないものがあつた。</p>	<p>(原因) 確認不足によるもの</p>	R5. 5. 11
			<p>(講じた措置の内容) 押印完了</p>	
			<p>(再発防止策) 例規に基づく適正な勤怠管理をするよう課員に周知した。</p>	
3		(詳細)	(原因)	
			(講じた措置の内容)	
			(再発防止策)	
4		(詳細)	(原因)	
			(講じた措置の内容)	
			(再発防止策)	

指摘指導事項等に係る措置状況報告書

- 1 監査の種類 定期監査
- 2 監査実施日 令和5年5月12日
- 3 監査対象部署 市民文化創造課
- 4 措置内容

番号	区分	指摘指導事項等の内容	措置の内容	措置を講じた日
1	指導	<p>(1) 補助金交付決定の指令書について民法第108条（双方代理の禁止）に抵触する疑義が生じる事務処理があった。</p> <p>（詳細） 多賀城創建1300年記念事業実行委員会への補助金交付決定の指令書が、「多賀城市長深谷晃祐」から「実行委員会会長深谷晃祐」あてとなっていた。この場合、民法第108条双方代理の禁止に抵触するのでは、との疑義が生じる。</p>	<p>（原因） 法令の確認不足によるもの</p>	R5. 5. 13
			<p>（講じた措置の内容） 指令等すでに発出しているものの修正は困難であることから、課員への周知を行い今後同様の間違いがないように努めることとした。</p>	
			<p>（再発防止策） 今回の件について課員に周知するとともに、今後は担当者だけでなくほかの職員も法令の確認を行うようにし、誤りがないようにする。 なお、今年度の補助金交付決定の指令書は「代理 多賀城市副市長」で事務処理を行った。</p>	
2	指導	<p>(2) 時間外勤務命令簿について所属長の押印がないものがあった。</p> <p>（詳細） 時間外勤務命令簿について、所属長の押印がないものがあった。</p>	<p>（原因） 確認不足によるもの</p>	R5. 5. 12
			<p>（講じた措置の内容） 押印完了</p>	
			<p>（再発防止策） 令和5年度から電子決裁が導入されたことから、システム上の確認を徹底する。</p>	
3	指導	<p>(3) 合議について 契約に係る起案文書について、契約担当課長の合議がないものがあった。</p> <p>（詳細） JR仙石線多賀城駅観光案内所にかかる「令和4年度建物管理契約書」「高架下一時貸付契約書」の起案について、契約担当課長の合議がされていなかった。</p>	<p>（原因） 確認不足によるもの</p>	R5. 5. 13
			<p>（講じた措置の内容） 令和3年度の契約担当課長に合議漏れがあったことを説明し、押印いただいた。</p>	
			<p>（再発防止策） 文書の内容確認はもちろんのこと、合議漏れがないかの確認も担当職員だけでなく、その他の職員もチェックするように課員に周知した。</p>	
4		<p>（詳細）</p>	<p>（原因）</p>	
			<p>（講じた措置の内容）</p>	
			<p>（再発防止策）</p>	

指摘指導事項等に係る措置状況報告書

- 1 監査の種類 定期監査
- 2 監査実施日 令和5年5月15日
- 3 監査対象部署 財政課
- 4 措置内容

番号	区分	指摘指導事項等の内容	措置の内容	措置を講じた日
1	指導	<p>業務完了報告書が契約書に定める期日までに提出されていないものがあった。</p> <p>(詳細) 「産業廃棄物（廃プラスチック）処分業務」の契約で毎月10日までに業務完了報告書を提出することになっているが、10日までに提出されていない。</p>	<p>(原因) 所属職員による提出書類の確認が不十分であったことから、契約業者へ十分な指導が行えなかったため</p> <p>(講じた措置の内容) 契約書で定める期日を過ぎてから提出された業務完了報告書について、5月15日契約業者と再確認をした。</p> <p>(再発防止策) 期日内に業務完了報告書を提出するよう契約業者に指導するとともに、報告書等受領時には、期日内の提出か再確認を行い、再発防止のため、所属職員に今回の指摘事項とその対応について周知徹底した。</p>	R5. 5. 15
2		(詳細)	<p>(原因)</p> <p>(講じた措置の内容)</p> <p>(再発防止策)</p>	
3		(詳細)	<p>(原因)</p> <p>(講じた措置の内容)</p> <p>(再発防止策)</p>	
4		(詳細)	<p>(原因)</p> <p>(講じた措置の内容)</p> <p>(再発防止策)</p>	

指摘指導事項等に係る措置状況報告書

- 1 監査の種類 定期監査
-
- 2 監査実施日 令和5年5月19日
-
- 3 監査対象部署 企画課 ICT推進室
-
- 4 措置内容

番号	区分	指摘指導事項等の内容	措置の内容	措置を講じた日
1	指導	<p>市長決裁又は副市長専決の起案文書について、予算規則に定める財政課長の合議がないものがあった。</p> <p>(詳細) 「業務用パソコンの借上げ」「リモートワーク用パソコンの購入」の起案について、市長決裁又は副市長専決であるが、財政課長の合議がされていなかった。</p>	(原因) 起案を回覧する際に、文書の内容確認は行っていたものの、合議の有無についてもチェックを行うという意識が足りなかったことから、合議漏れとなったもの。	R5. 5. 24
			(講じた措置の内容) 令和4年度の財政課長に、合議が漏れていたことを説明し、押印いただいた。	
			(再発防止策) 令和5年度からは電子決裁のため、供覧する際に、担当職員だけでなく、その他の職員も決裁ルートを確認し、合議漏れがないことのチェックを行う。	
2		(詳細)	(原因)	
			(講じた措置の内容)	
			(再発防止策)	
3		(詳細)	(原因)	
			(講じた措置の内容)	
			(再発防止策)	
4		(詳細)	(原因)	
			(講じた措置の内容)	
			(再発防止策)	